

令和 7 年度会計年度任用職員(産業廃棄物適正処理監視指導員)募集要項

令和 7 年 1 月 31 日

会計年度任用職員(産業廃棄物適正処理監視指導員) 採用選考考查を、次のとおり行います。

1 職種及び採用予定人員

会計年度任用職員(産業廃棄物適正処理監視指導員) 1 名

2 任期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 職務内容

- ・ 不法投棄等の産業廃棄物不適正処理の監視パトロール
- ・ 産業廃棄物の処理施設及び排出事業所等への立入検査
- ・ 産業廃棄物不適正処理事案の調査指導等

※上記の職務には、対人折衝が伴い、単独でこれらを行う場合があります。

4 勤務地

宮城県仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所(宮城県塩釜保健所岩沼支所)
〔岩沼市中央三丁目 1 番 18 号〕

5 身分及び勤務条件等

(1) 身分

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定により、一会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤の地方公務員です。

(2) 服務

地方公務員法に定められた法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限等の規定が適用されます。

(3) 勤務日数、休日及び勤務時間

- ・ 勤務日数 週 4 日(月～金のうち 1 日は定休日とする)
- ・ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 178 号)に規定する休日
- ・ 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分までの間で、
休憩時間(正午から午後 1 時 まで)を除く 7 時間 15 分

(4) 給 与

給与月額 1 8 6 , 6 4 7 円

このほか、県の規定により通勤手当等が支給されます。

※条例等の改正により、基本給や手当、賞与の額が変更となる可能性があります。

(5) 年次有給休暇

採用初年度（４月採用の場合） １０日

このほか、県の規定により有給及び無給の休暇があります。

(6) 社会保険等

地方職員共済組合（短期給付）、厚生年金、雇用保険、労働災害（公務上の災害又は通勤による災害）が適用されます。

6 応募資格

パソコンを使用して簡単な文書作成及び表計算ができる方

7 考査実施日及び考査会場

(1) 考査実施日 随時

(2) 考査会場 宮城県仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所
(宮城県塩釜保健所岩沼支所)〔岩沼市中央三丁目１番１８号〕

8 考査種目及び考査内容

考査種目	考査内容
資格審査 書類選考	応募資格の有無、応募書類に記入された内容の真否、志望動機等の内容等
人物考査	会計年度任用職員としての適格性についての人物面からの考査

9 合格者の決定方法及び発表

考査種目の結果を総合して合格者を決定し、書面でお知らせします。

10 申込受付期間

令和７年１月３１日（金曜日）から令和７年２月６日（木曜日）（必着）まで
直接持参する場合の受付時間は午前９時から午後５時までとします。

11 応募手続

任意様式により履歴書（写真貼付）及び職務経歴書を下記１２の申込先に上記１０の申込受付期間内に提出してください。

郵送で申し込む場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込み」と朱書きして、「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送してください。

なお、応募書類は郵便法（昭和２２年法律第１６５号）上の信書に該当するため、郵送以外の方法で送ることはできません。

申込者には、電話にて受付番号、考査日時、考査場所をお知らせします。

12 申込先（問合せ先）

宮城県仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所（塩釜保健所岩沼支所）〔担当：工藤〕
〒989-2432 岩沼市中央三丁目１番１８号 TEL： 0223 - 22 - 2188